

農業者年金の
お問い合わせ
は、農業委員会
事務局へ！



★ ★ ★ 農業ひろさき ★ ★ ★

2018年7月1日 (第149号)
(平成30年7月1日)

編集と発行
弘前市農業委員会
〒036-8551
弘前市大字上白銀町1-1
☎(0172) 40-7104

「適切な管理で良い出来秋を」

市や県、農業団体などで組織する弘前市農業生産推進協議会（会長・櫻田宏市長）は、5月30日に農作業の現地督励を行いました。現地督励は毎年行われており、今回は大沢地区の相馬克彦さんのりんご園を訪れました。

櫻田市長は、「生産者の皆さんの、栽培技術・生産管理により良質なりんごが生産されることを期待し、関係機関との連携をさらに強化しつつ、生産・加工・流通・販売など一貫した生産支援体制をとって所得向上を目指します。これから農作業が本格化しますが、病害虫の発生も懸念されており、薬剤散布や適切な管理のもと、農作業中の事故や健康には十分留意され良い出来秋を迎えてもらいたい」とあいさつをしました。

また、現在の生育や作業状況について、相馬さんから説明を受けた市長は、参加した皆さんに激励の言葉をかけていました。



園主の相馬さん(右)から生育状況の説明を受ける櫻田市長(中央)



農作業の安全確保を呼びかけ

弘前市農業生産推進協議会では5月10日、関係機関・団体から25人が参加し、農作業事故防止に向けた「農作業安全パトロール」の出発式とパトロールを実施しました。

近年、本市において農作業中の事故が増加していることから、市内一円のりんご園地を4班に分かれて巡回し、農作業中の安全確保の徹底を呼びかけました。



関係機関参加者による出発式の様子



農作業安全パトロール/事故防止呼びかけ

弘前市青年交流会

～幸せな家庭を願い～ 成婚記念植樹

5月21日に「弘前市青年交流会事業」で成婚したご夫妻が、星と森のロマンピアで桜（ソメイヨシノ）の記念植樹を行いました。

今回の植樹は、弘前市青年交流会事業（独身農業者と独身女性との出会いの場を提供）の平成28年度婚活パーティー「ドルチェ で ティアモ *Dolce de ti amo*」で知り合い成婚された、館田雅也さん稲子さんご夫妻です。

植樹された桜とともに、お二人の愛の絆を育まれ、末永く幸せな家庭を築かれますよう祈念いたします。



成田会長と植樹をする館田夫妻(左)

「初心者向け」

未経験者大歓迎!!

りんご研修会(仕上げ摘果・袋かけ)を開催します!

「りんご作業のアルバイトに興味はあるけど、やったことがないので不安」という方。

「結婚を機にりんごのお手伝いが必要になったけれども、今さら聞けない」と思っている方。

そのような方たちに向けて、りんご初心者向けのりんご研修会を開催します。

りんごの作業未経験者から、栽培技術の基本を学んでみたいというりんご初心者の方まで、どなたでも大歓迎。

お気軽にご参加ください。

- ◆日時 7月7日(土) 午前10時~11時30分
 - ◆場所 市りんご公園(清水富田字寺沢)
(当日、りんご公園駐車場にお集まりください)
 - ◆内容 初心者向けりんごの仕上げ摘果・袋かけ作業
(実技研修、作業DVDの視聴)
 - ◆講師 青森県りんご協会職員
 - ◆対象者 市内在住のりんご作業に関心のある方、市で就農を希望する方。
 - ◆定員 約20人
 - ◆参加料 無料
 - ◆持ち物 飲み物、汗拭きタオル、雨合羽(雨天時)
- ※雨天決行。(台風や大雨により開催が難しい場合は、翌週7月14日(土)に順延。)
- 問い合わせ先 公益財団法人 青森県りんご協会
☎27-6006



人・農地プラン変更に向けた集落座談会の開催について

「人・農地プラン」は、地域の話し合いに基づき、今後の地域農業のあり方などを定める計画です。

プランの変更にあたり、地域農業者からの意見の集約や合意形成を図るため、下記の日程で集落座談会を開催します。

「地域の中心となる経営体」としてプランへの掲載を希望する方や、補助事業の活用を検討している方は、該当する地域の集落座談会への出席をお願いします。

開催日	場所	開催日	場所
7月2日(月)	相馬やすらぎ館 (五所字野沢)	7月9日(月)	新和公民館 (種市字熊谷)
7月3日(火)	清水公民館 (小沢字御笠見)	7月10日(火)	高杉ふれあいセンター (独狐字山辺)
7月4日(水)	東目屋公民館 (中野字中豊田)	7月11日(水)	裾野公民館 (大森字勝山)
7月5日(木)	中央公民館岩木館 (賀田1丁目)	7月12日(木)	石川公民館 (石川字石川)
7月6日(金)	千年公民館 (小栗山字川合)	7月13日(金)	総合学習センター (末広4丁目)

※事前の申し込みは不要です。

いずれも午後6時30分から開催します。

※なお集落座談会終了後、同会場にて「地域農業者と農業委員会との意見交換会」を開催します。

■問い合わせ先 農業政策課農業振興係(市役所前川本館3階)
☎40-0767

弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金〈2次募集のお知らせ〉

市では、りんご産業を持続的に発展させていくことを目的に、りんご生産・加工・流通分野の技術革新に役立つ取り組みや多様な人材活躍の環境を構築する取り組みを支援しています。

作業の軽減や効率化、りんごの高付加価値化などにつながる革新的な取り組みで、りんご産業の発展につながる効果が期待できる取り組みについて、提案をお待ちしています。

- ◆交付対象者 《次のいずれかに該当するもの》
 - 1.市内に住所を有し、組織及び運営に関する規約などがある2戸以上のりんご生産者で組織する団体。
 - 2.市内に住所を有する、農地所有適格法人、農業協同組合、認定農業者または認定新規就農者のいずれかであること。
 - 3.市内に住所を有し、りんごの移出または加工を主な業務とする法人事業者。

- ◆交付対象経費
 - ・りんご産業の課題解決につながる新たな栽培方式に必要な苗木代。
 - ・農業用アシストスーツ導入に係る初期費用や機器リース料。
 - ・袋かけの省力化につながる機器開発に必要な経費。
 - ・省力化や防災効果が期待できる栽培方式に必要な設備代など。

◆補助金の額 補助対象経費の実支出額の合計額の2分の1に相当する額、または200万円のいずれか少ない額以内の額とする。ただし、既に当該補助金で取り組まれた事業については、本補助金の交付を受けた者以外の者が実施する、事業成果の効果的な普及を検証する経費について上限100万円以内の額とする。

◆事業実施期間 交付決定日(9月下旬予定)~平成31年2月28日

◆申込締切 8月24日(金)

■問い合わせ・申込先 ひろさき未来戦略研究センター(市役所前川本館2階) ☎40-0631



また、摘み取った実や葉は園地内で適正に処理しましょう。

りんご園防風網張替事業

市では、気象災害からの恒常的な防護策として、防風網の張替に要する経費に対し補助します。

- ◆対象者・果樹共済に加入している農家
(または、加入を確約する農家)
・市税などを滞納していない農家



- ◆補助対象経費 防風網の張替経費
- ◆補助率(額) 1/3以内(上限2,000円/畝)
- 問い合わせ先
りんご課生産振興係(市役所前川本館3階)
☎40-7105

農業委員会活動計画を公表しました

市農業委員会では、優良農地の確保や耕作放棄地の解消、担い手の育成に向けた平成30年度活動計画を策定するとともに、平成29年度の計画に基づき活動した内容の点検と評価を行いました。

活動計画などは、農業委員会事務局(市役所前川本館3階)、岩木分室(岩木庁舎)及び相馬分室(相馬庁舎)に設置しているほか、市ホームページでも公表しています。

- ◆市ホームページ>働く・産業>農業情報>農業委員会活動計画、または右記QRコードから
- 問い合わせ先 農業委員会事務局(市役所前川本館3階)
☎40-7104



農作業支援雇用対策事業

スマイルアップ・フルモテル事業

市では、市内在住のりんご農家(スマイルアップ・フルモテル事業)が人手不足解消のため、新規に作業員を雇用した場合に、その研修期間に要する賃金に対して補助事業を実施します。所定の書類が必要ですので、活用をお考えの方はご連絡ください。

- ◆条件
 - ・新規作業員は70歳以下であること。
 - ・無料職業紹介所(ハローワークなど)を通して雇用すること。
 - ・青森県最低賃金額を下回らないこと。
(4月1日現在、1時間あたり738円。毎年10月頃に改正されますので、ご留意ください。)
- ※これまでにこの事業を活用して雇用した作業員は対象になりません。
- ◆補助対象経費
摘果・袋掛け・袋はぎ・葉取り玉回し・収穫の5作業について、各5日間の研修期間中の賃金。交通費を除く。

- ◆補助金額
2分の1以内(上限は3,000円/日)
- ◆雇用終了後に用意するもの
領収書(押印のあるもの)、紹介状、通帳、印鑑
※所定の書類に作業月日などを記入していただきます。
※作業員の生年月日と住所を確認してください。
※作業員の住所が市外の場合は、運転免許証または健康保険証などの写しも必要です。

- ◎りんご農家の方へ
無料職業紹介所に求人登録をしてください。
- ◎りんご農家で働いてみたい方へ
無料職業紹介所に求職者登録をしてください。
※雇用を開始する前に無料職業紹介所への登録をしていても、紹介所を通さず直接雇用した場合は補助の対象になりません。



- 問い合わせ先 りんご課生産振興係(市役所前川本館3階)
☎40-7105

収入保険制度に係るQ&A

収入保険制度について、もっと良く知っていただくためにQ&A形式でお答えします。

- Q なぜ青色申告でなければ加入できないのか？
- A 制度を適正に運営するためには、個々の農業者の収入を正確に把握する必要があります。青色申告には、「正規な簿記」と「簡易な方式」がありますが、白色申告では求められない記帳方法及び帳簿があり信頼性が高いためです。「現金主義」での会計処理の方は、加入できません
- Q 補償内容(基準収入)はどのように設定されるのか？
- A 補てんの基準となる「基準収入」は、過去5年間の平均収入を基本とします。また、当年の営農計画に基づく期待収入の範囲で上下修正します。
- Q 補償の範囲はどこまでなのか？
- A 収入保険は、自然災害による収量減少や価格低下のほか、災害による作付不能、病気やケガによる営農ストップ、収穫後の事故発生、取引先の倒産、輸出時の為替変動など様々な要因による収入減少が対象となります。

- Q 農業共済制度など既存制度との関連は？
- A 収入保険は、左記の補償の範囲の収入減少が対象となり、農業共済(収穫共済)は自然災害が対象、ナラシ対策・野菜価格安定制度などは、価格低下が対象となります。ともに国費が投入されているため類似制度となります。そのため、どちらにも加入して収入減少以上の補てんを受けることを防ぐために、農業者のニーズ・実情に応じて選択して加入することとなります。
- Q 補てん金の支払い時期は、いつか？
- A 当年の収入を税務関係書類により確認する必要があるため、税申告後の6月となります。ただし、補てん金支払時期までの農家事情を考慮し「貸付制度(無利息)」が用意されます。

収入保険制度が創設され、農業共済組合では農業者に「収入保険のことを知らなかった」ということがないように周知に努めています。より深くご理解いただけるよう、今後も少人数の会合でも説明に伺いますので、ぜひご連絡ください。

- 問い合わせ先 ひろさき広域農業共済組合
☎28-5700

「りんご黒星病に感染した実や葉は摘み取りましょう。」

農業に伴って排出されるごみは、市で収集しません!

農業に伴って排出されるごみは、事業活動によって生じるごみ(事業系ごみ)のため、農業者が自らの責任で処理しなければなりません。

市は収集を行っていませんので、町会などが管理する家庭ごみの集積所には出さないようご注意ください。

なお、事業系ごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、それぞれ適正に処理しなければいけません。

農業に伴って排出される主なごみのうち、以下のものは産業廃棄物となります。



- ・農業用ビニール(農ポリ、マルチ、反射シート、ブルーシートなど)
 - ・農薬の空容器や空袋・肥料の空袋
- ※いずれも産業廃棄物として処分してください。

処分方法などの詳細は、お問い合わせください。

■問い合わせ先 環境管理課資源循環係(弘前地区環境整備センター管理棟2階) ☎35-1130

農地流動化情報

申出区分	整理番号	農地の所在	現況地目	利用状況	面積	希望価格	備考
売りたい	832	折笠字法立堂 54-1外1筆	畑	休耕	14.11a	交渉次第	貸借も可
	834	百沢字寺沢 111-1外2筆	畑	りんご	36.74a	10a当たり 500,000円	交渉可
	835	如来瀬字 大久保平317	畑	果樹	16.26a	交渉次第	
	836	中畑字俵元17 外1筆	田	水稻	14.80a	交渉次第	貸借も可
	837	中畑字日暮13-1	田	水稻	8.56a	交渉次第	貸借も可
貸したい	838	百沢字東岩木山 394-1	畑	休耕	22.98a	10a当たり 10,000円	
	839	中別所字別所森 7-2外1筆	田	休耕	20.00a	無償	
	840	百沢字東岩木山 395-1	畑	休耕	23.09a	10a当たり 4,000円	
	841	原ヶ平字山中566	畑	休耕	17.50a	10a当たり 4,000円	
	842	門外字栄田228	田	休耕	37.41a	無償	
	843	石川字川原田133	畑	休耕	18.49a	無償	

このほかの情報もありますのでお問い合わせください。

■取扱窓口及び問い合わせ先

- ①農業委員会農地係(市役所前川本館3階) ☎40-7104
- ②農業委員会岩木分室(岩木庁舎1階) ☎82-3111内線611
- ③農業委員会相馬分室(相馬庁舎1階) ☎84-2111内線805

農地転用には許可申請・届出が必要です!

農地は食料の重要な生産基盤であることから、宅地などの土地利用との調整を図りつつ確保していかなければなりません。そのため、農地転用には法律による規制があり、許可申請や届出といった一定の手続きが必要です。

《農地の転用は厳格に規制されています》

農地は、優良性などにより区分され、厳しい規制を受けていますので、一時的なものも含め、宅地など農地以外に利用したいときは、必ず農業委員会事務局、または農業委員・農地利用最適化推進委員にご相談ください。



■問い合わせ先

- 【弘前地区】農業委員会農地係(市役所前川本館3階)
☎40-7104
- 【岩木地区】農業委員会岩木分室(岩木庁舎1階)
☎82-3111内線611
- 【相馬地区】農業委員会相馬分室(相馬庁舎1階)
☎84-2111内線805

農地の権利移動・転用等の申請締切は毎月27日(休日等の場合は前日)です。

書類がそろわないと受理できない場合がありますので、お早めをお願いします。

■問い合わせ先 農業委員会農地係 ☎40-7104

有料広告 有料広告